

令和6年度

佐世保市立崎辺中学校

P T A 総会資料

◆佐世保市立崎辺中学校 P T A 会則

◆令和5年度活動報告

◆令和5年度決算報告

- ・一般会計
- ・体育文化後援会費
- ・生徒会費

◆会計監査報告

◆P T A 会則改正（案）

◆令和6年度予算案

- ・一般会計
- ・体育文化後援会費
- ・生徒会費

◆令和6年度新本部役員（案）

佐世保市立崎辺中学校 P T A 会則

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

本会は、佐世保市立崎辺中学校 P T A と称し、事務局を崎辺中学校に置く。

第 2 章 目的及び活動

第 2 条 (目的及び活動)

本会は、学校と家庭との緊密な連携・協力のもとに、本校生徒の福祉を増進するとともに、会員相互の研修を図り、民主教育を推進することを目的とする。

- 1、生徒並びに会員の福祉厚生に努める。
- 2、生徒の校外生活の善導に努める。
- 3、教育的環境の浄化を図る。
- 4、会員相互の教養の向上並びに親睦を図る。

第 3 章 会 員

第 3 条 (会 員)

本会の会員は、次に定めるものとする。

- 1、正会員 本校に在籍する生徒の両親または保護者と本校職員
- 2、特別会員 本会の主旨に賛同する者を実行委員会の同意を得て、会長が決定した者。

第 4 章 役 員

第 4 条 (役 員)

本会に次の役員を置く。任期は 1 年とし、欠員に伴う補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- | | | | |
|-------|-----|---------------|-----|
| 1、会 長 | 1 名 | | |
| 2、副会長 | 4 名 | P 3 (男 1・女 2) | T 1 |
| 3、幹事 | 若干名 | | |
| 4、会計 | 1 名 | | |
| 5、監査 | 3 名 | | |
| 6、顧問 | 学校長 | | |

第5条 (役員 の 資格 及び 任務)

- 1、役員は、本会の正会員であること。
- 2、役員 の 任務 は、次 の 通り と する。
 - ・ 会 長・・・本会の会員を代表し、本会を統轄し、総会及び実行委員会その他必要な会を招集する。
 - ・ 副 会 長・・・会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - ・ 幹 事・・・本会の庶務をつかさどる。
 - ・ 会 計・・・本会の経理をつかさどり、財産を管理する。
 - ・ 監 査・・・本会の会務並びに会計を監査する。

第6条 (役 員 の 選 出)

- 1、役員は、第14条によって選考された候補者より総会において選出する。
- 2、前項役員に立候補する者または推薦しようとする者は、第14条に定める役員選考委員会に届けなければならない。

第5章 会 議

第7条 (会 議)

本会に、次の会議を設ける。

- 1、総会
- 2、実行委員会
- 3、専門委員会
- 4、地区別PTA
- 5、学年PTA
- 6、役員候補者選考委員会

第8条 (総 会)

- 1、総会は、会の最高議決機関であって、年一回会長が招集する。
ただし、実行委員会が必要と認めた場合または過半数の地区別PTAの要求があった場合、会長が臨時に招集する。
- 2、総会は、次の事を行う。
 - ①規約の決定並びに変更
 - ②役員 の 選 出
 - ③予算及び決算の承認
 - ④年行事の審議決定
 - ⑤その他目的達成に必要な事項の決定

第9条 (実 行 委 員 会)

- 1、実行委員会は、役員、地区委員長、各学年正副委員長、専門部正副委員長および教職員若干名をもって構成する。
- 2、実行委員会の任務は、次の通りとする。
 - ①各事業の計画
 - ②地区別PTA・学年PTA・専門委員会によって立案された

事業計画を審議する。

③予算案の作成・その他総会に承認を求める重要事項の審議

④その他緊急事項の処理をする。

第10条 (専門委員会)

- 1、P T A活動を専門分化するために、文化教養部・生活指導部・保健体育部・環境整備部の4部の専門部を設ける。
- 2、役員・地区委員長・学級委員は、前項何れかの専門委員となる。
(監査を除く)
- 3、各専門委員会は、委員の互選により正副委員長を定める。それぞれの専門委員会は、事業を計画し、実行委員会の承認を得て実施する。
- 4、その他委任された事項の処理をする。

第11条 (地区別P T A)

- 1、地区別会員で構成し、地区委員長が統轄する。
- 2、会は各地区の教育的環境を整備し、生徒の福祉増進に寄与するとともに、相互の文化的向上を図り、生徒の善導に資する。
- 3、各地区別に、正会員中より正副委員長及び委員若干名を選出し、会の連絡にあたり、運営を円滑にする。

第12条 (学年P T A)

- 1、学年P T Aは各学年別とし、当該学年会員及び担当教職員をもって構成する。
- 2、学年P T Aは、学年総会・学年委員会とし、学年委員長が統轄する。
- 3、学年総会は、毎学期1回以上開くことを原則とし、当該学年の教育的環境を整備し、生徒の福祉増進に寄与する。
- 4、学年委員会は、第13条により選出された学級委員と当該学年担当教職員において構成し、委員長1名、副委員長2名を互選する。
- 5、学年委員会は必要に応じ開催し、次の事を処理する。
 - ①学年P T Aによって立案された事業計画を審議する。
 - ②学年総会に提案する報告事項の審議
 - ③その他委任された事項の処理

第13条 (学級P T A)

- 1、学級P T Aは、当該学級会員と担当教職員で構成し、学級の教育環境を整備し、生徒の福祉増進を図る。
- 2、会は学級委員が司会し、必要に応じ開催する。
- 3、学級P T Aは、学級4名ずつの学年委員を互選する。学級委員は第12条の委員となる。

第14条 (役員候補者選考委員会)

- 1 選考委員会委員長は会長と校長が協議の上、会長が委嘱する。
- 2 役員候補選考委員会は、役員候補者を選考し、総会に諮り決定する。

3、役員候補選考委員会の構成は、次のとおりとする。

- ① 各地区代表者 7名
(西天神1、2、3、4、東浜1、2、十郎新町から各1名)
- ② 各専門部長 4名
(文化教養、生活指導、保健体育、環境整備 から各1名)
- ③ 各学年委員 3名(1学年、2学年、3学年から各代表1名)
- ④ 教職員 1名

第6章 会 計

第15条 (会 計)

- 1、本会の経費は、会員の会費及び補助金その他をもってあてる。
ただし、事情によって経費を減免することができる。
- 2、本会の会計年度は4月1日から翌3月31日までとする。
- 3、本会の予算・決算は総会の承認を経なければならない。

第7章 会 則

第16条 (会則の改正)

本会の会則は、総会の決議を経なければ変更することはできない。

第8章 附 則

第17条 (附 則)

- 1、本則は昭和59年5月12日より実施する。
- 2、本会に必要な細則は別に定める。
- 3、一部改正
(昭和61年4月26日) 第13条3項 2名 → 4名
(平成5年4月24日)
第1条 育友会 → P T A
第4条 幹事2名 → 若干名
第14条2項 各小学校区代表3名、教職員代表1名計7名により構成し、・・・→各地区代表者各1名
教職員代表1名により構成し、・・・
- 4、一部追加
(平成8年4月19日) 実行委員会には地区より2名出席を可とする。
(平成9年4月18日) 各地区委員長、各専門部長、各学年委員長を同時に兼任できない事とする。

5、一部改正（平成10年4月20日）

第14条2項 各地区代表者各1名 → 各地区代表者2名

6、一部改正（平成26年4月18日）

第6条1項 会長・副会長・監査 → 役員

第6条3項 削除

7、一部改正（平成29年4月20日）

第14条2項 役員候補者選考委員会は、各地区代表者各2名
教職員代表1名により構成し、役員候補者を選考し
総会に図り決定する。

→ 役員候補選考委員会は、役員候補者を選考し、総会に諮り決定する。

第14条3項 追加 役員候補選考委員会の構成は、次のとおりとする。

- ①各地区代表者 7名（西天神1、2、3、4、東浜1、2、十郎新町から各1名）
- ②各専門部長 4名（文化教養、生活指導、保健体育、環境整備から各1名）
- ③各学年委員 3名（1学年、2学年、3学年から各代表1名）
- ④教職員 1名

佐世保市立崎辺中学校 P T A 細則

- 第 1 条 総会は、構成人員の 3 分の 1 以上をもって成立する。
ただし、委任状を認める。実行委員会は構成人員の 3 分の 1 以上を
もって成立する。
- 第 2 条 総会・実行委員会の議決は、出席者の過半数の同意により決定する。
- 第 3 条 実行委員会で必要と認めた場合は、学校長以外に顧問をおくことが
できる。
- 第 4 条 慶弔に関する規定は別に定める。
- 第 5 条 本細則は昭和 5 9 年 5 月 1 2 日から実施する。

佐世保市立崎辺中学校 P T A 慶弔規定

- 第 1 条 転退職教職員に対しては、記念品料を贈呈する。
記念品料は 3 0 0 0 円とする。
- 第 2 条 実行委員会の委員を 3 年勤続した会員、若しくは断続 5 年した
会員で、本会を退会する会員には感謝状と記念品を贈呈する。
- 第 3 条 死亡の際の香典は、下の基準によるものとする。
- | | | |
|-------------------|------------|-----------|
| 1、会員死亡の場合（配偶者も含む） | ・・・・・・・・・・ | 5 0 0 0 円 |
| 2、在生徒の場合 | ・・・・・・・・・・ | 5 0 0 0 円 |
- 第 4 条 その他特別の事情によるものについては、必要に応じ実行委員
会にはかって定める。ただし、緊急の場合は、事後実行委員会の
承認を得るものとする。
- （本規定は昭和 5 9 年 5 月 1 2 日から実施する）

令和5年度 体育文化後援会会計報告

1. 収入の部

項目	5年度予算	5年度決算	増減	備考
会費	705,000	631,000	-74,000	転出入等
繰越金	3,752	3,752	-	前年度より
雑収入	0	4,034		PTA会費より補填、利息
合計	708,752	638,786	-69,966	

2. 支出の部

項目	5年度予算	5年度決算	増減	備考
◆体育振興費	256,000	189,355	-66,645	
部活動費	91,000	89,355	-1,645	大会費、ボール代、栄養費等
応援バス代	100,000	100,000	-	市中体応援バス代補助
選手派遣費	65,000	-	-65,000	
雑費	-	-	-	
◆文化振興費	129,000	129,000	-	
文化活動費	48,000	48,000	-	吹奏楽部:バス代 美術部:絵具、クロッキー帳他
大会交通費	40,000	40,000	-	吹奏楽コンクール輸送代
文化充実費	41,000	41,000	-	楽器購入費
雑費	-	-	-	
◆予備費	133,000	124,381	-8,619	団体登録料(野球、サッカー、バスケ女、バレー男女、水泳)、コー子保険費
◆ユニフォーム	190,000	196,050	6,050	卓球部・吹奏楽部
合計	708,000	638,786	-69,214	

3. 次年度繰越金

総収入		総支出		次年度繰越金
638,786	-	638,786	=	0

上記の通り報告いたします。

佐世保市立崎辺中学校体育文化後援会

会計係 内海 恵

監査の結果、上記の通り間違いありません

令和6年3月31日

監査

今井 久美子

監査

吉田 好美

監査

山口 秩代



令和5年度 生徒会決算

△減

<収入の部>

項目	R5年度予算	R5年度決算	増減	備考
会費	282,000	252,400	△ 29,600	(1人1200円)
繰越金	48,103	48,103	0	
雑収入	0	1	1	利息
計	330,103	300,504	△ 29,599	

<支出の部>

項目	R5年度予算	R5年度決算	増減	備考	
体育部費	バレーボール男子	13,000	13,000	0	
	バレーボール女子	13,000	13,000	0	
	バスケットボール	13,000	13,000	0	
	卓球	13,000	13,000	0	
	ソフトテニス	13,000	13,000	0	
	陸上	13,000	13,000	0	
	柔道	1,000	0	△ 1000	
	水泳	1,000	987	△ 13	
	空手道	1,000	999	△ 1	
	剣道	1,000	980	△ 20	
	軟式野球	13,000	13,000	0	
	サッカー	13,000	13,000	0	
文化部費	吹奏楽	25,000	25,000	0	楽器代
	美術	13,000	13,000	0	部活動の用具費など
本部費	専門部活動費	8,000	7,863	△ 137	1000×8専門部
	学級費	40,000	38,760	△ 1240	4,000×10クラス
	行事費	35,000	31,719	△ 3281	行事で使う用具など
	本部活動費	14,000	14,000	0	執行部としての活動に使用
	消耗品費	20,000	20,000	0	文房具・おはながみなど
中体連応援生徒バス代補助	20,000	20,000	0		
予備費	47,103	2,398	△ 44,705	両面テープ	
総計	330,103	279,706	△ 50,397		

(収入の部) - (支出の部) = 20,798 (次年度へ繰越)

上記の通りに報告いたします。 佐世保市立崎辺中学校生徒会 会計担当 内海 恵

監査日 R6年 3 月 31 日

監査

今井 久美子 
 吉田 好美 
 山口 秩代 

令和5年度決算書

佐世保市立 崎辺中学校PTA

(収入の部)

単位:円

費 目	5年度予算	5年度決算	予算残	摘 要
会 費	1,213,680	1,033,300		会費・安全互助会費
繰 越 金	1,401,395	1,401,395		令和元年度より繰越金
特別補助金	-	-		市P連事務局より
雑 収 入	13	15		預金利子
合 計	2,615,088	2,434,710		

(支出の部)

単位:円

項 目	5年度予算	5年度決算	予算残	摘 要	
事務費	会 議 費	10,000	-	10,000	役員会・実行委員会諸費用
	事 務 用 品 費	20,000	13,270	6,730	諸会費袋・コピー用紙・インク他
	事 務 手 当 費	-	-	-	
	通 信 連 絡 費	15,000	-	15,000	切手・役員通信費
	計	45,000	13,270	31,730	
会 員 費	教 養 費	100,000	31,950	68,050	九・県・市P連大会・講演会等
	慶 弔 費	30,000	30,000	-	会員慶弔・餞別(転出先生)
	表 彰 費	10,000	6,000	4,000	記念品代
	広 報 費	100,000	100,000	-	PTA広報誌崎辺フィールド
	体 育 活 動 費	50,000	-	50,000	横断幕代
	専 門 部 活 動 費	15,000	6,845	8,155	各部活動費
	学 年 部 会 費	20,000	12,000	8,000	各学年活動費・通信費
	選 考 委 員 会 費	14,000	13,000	1,000	通信費等
計	339,000	199,795	139,205		
生徒福祉費	学 芸 奨 励 費	70,000	59,950	10,050	卒業記念品(印鑑セット)
	体 文 振 興 費	300,000	57,234	242,766	市・県・九州中総体・全国大会等
負 担 金	250,000	240,250	9,750	市P連負担金・県P連負担金	
渉 外 費	50,000	-	50,000	市P連総会・母親部会等交通費	
歓 迎 会 補 助	20,000	7,000	13,000		
予 備 費	1,541,088	466,096	1,074,992	横断幕・記念品	
合 計	2,615,088	1,043,595	1,571,493		

※ 2,434,710 - 1,043,595 = 1,391,115 令和6年度へ繰越

上記の通り報告致します。

会計 吉田 裕江

監査の結果、上記の通り相違ないことを認めます。

令和5年 3月 31日

監査 今井 久美子

監査 吉田 好美

監査 山口 秋代

	本 部	生活指導部	文化教養部	保健体育部	環境整備部	1学年	2学年	3学年
4月	(8)入学式(新1年生役員選出) (27)PTA総会(新2・3年生役員選出)	PTA総会	PTA総会	PTA総会	PTA総会	PTA総会	PTA総会	PTA総会
5月	(11)第1回本部役員会・第1回実行委員会 (14)体育大会 (15)拡大本部役員会 (27)市P連定期総会	第1回実行委員会 体育大会	第1回実行委員会 体育大会 写真撮影	第1回実行委員会 体育大会 片付け・ごみ拾い	第1回実行委員会 体育大会 見回り、清掃	第1回実行委員会 体育大会	第1回実行委員会 体育大会	第1回実行委員会 体育大会
6月	(5)第1回市P連南部ブロック会長・校長会 (12)第1回理事会 (17)単P会長研修会 (17)いのちをみつめる講演会 (19)子供を事故から守る協議会 (20)定期総会 (29)第2回本部役員会・第2回実行委員会	第2回実行委員会	第2回実行委員会	第2回実行委員会 第1回学校給食献立会議	第2回実行委員会	第2回実行委員会	第2回実行委員会	第2回実行委員会
7月	(2)会長研修会 (11)(12)地区別懇談会	地区別懇談会	地区別懇談会	地区別懇談会	地区別懇談会	地区別懇談会	地区別懇談会	地区別懇談会
8月	(6)単P研修会 (17)佐世保市性教育研修会 (24)長崎県健康教育研究協議会			佐世保市性教育研究会 長崎県健康教育協議大会				
9月	(6)市P連南部ブロック会長・校長会議 (11)第2回理事会 (13)第1回研究大会運営委員会 (25)第3回本部役員会・第3回実行委員会	第3回実行委員会	第3回実行委員会	第3回実行委員会 第1回学校保健委員会 第2回学校給食献立会議	第3回実行委員会	第3回実行委員会	第3回実行委員会	第3回実行委員会
10月	(7)徳育推進フォーラム (21)語らいの広場 (28)(29)九P佐賀大会 (28)青少年育成懇談会	合唱コンクール	合唱コンクール	合唱コンクール	合唱コンクール	合唱コンクール	合唱コンクール	合唱コンクール
11月	(21)第4回本部役員会・第4回実行委員会 (18)県P雲仙大会 (24)「学びの活性化」実践モデル校事業研究発表会	選考委員会 第4回実行委員会	選考委員会 第4回実行委員会	選考委員会 第4回実行委員会	選考委員会 第4回実行委員会	選考委員会 第4回実行委員会	選考委員会 第4回実行委員会	選考委員会 第4回実行委員会
12月	(2)佐世保市学校保健研究会 (2)社会教育フォーラムin佐世保 (12)研究大会運営委員会 (16)佐世保市PTA連合研究大会	選考委員会	選考委員会 広報誌作成	選考委員会 佐世保市学校保健委員 会・研究大会	選考委員会	選考委員会	選考委員会	選考委員会
1月	(20)青少年育成研修会 (26)佐世保市子ども期歯科保健研修会		広報誌作成					
2月	(19)第5回本部役員会・第6回実行委員会 (27)長崎県人権教育中央研修会	第5回実行委員会	第5回実行委員会 広報誌作成	第5回実行委員会 第2回学校保健委員会 第3回学校給食献立会議	第5回実行委員会	第5回実行委員会	第5回実行委員会	第5回実行委員会
3月	(18)第6回本部役員会		広報誌配布					3年生球技大会

	西天 1	西天 2	西天 3	西天 4	十郎新町	東浜 1	東浜 2
4月	PTA総会	PTA総会	PTA総会	PTA総会	PTA総会	PTA総会	PTA総会
5月	第1回実行委員会 体育大会	第1回実行委員会 体育大会	第1回実行委員会 体育大会	第1回実行委員会 体育大会	第1回実行委員会 体育大会	第1回実行委員会 体育大会	第1回実行委員会 体育大会
6月	第2回実行委員会	第2回実行委員会	第2回実行委員会	第2回実行委員会	第2回実行委員会	第2回実行委員会	第2回実行委員会
7月	地区別懇談会	地区別懇談会	地区別懇談会	地区別懇談会	地区別懇談会	地区別懇談会	地区別懇談会
8月							
9月	第3回実行委員会	第3回実行委員会	第3回実行委員会 令和5年度役員選出事前案内	第3回実行委員会	第3回実行委員会	第3回実行委員会	第3回実行委員会
10月	合唱コンクール	合唱コンクール	合唱コンクール	合唱コンクール	合唱コンクール	合唱コンクール	合唱コンクール
11月	選考委員会 第4回実行委員会	選考委員会 第4回実行委員会	選考委員会 第4回実行委員会	選考委員会 第4回実行委員会	選考委員会 第4回実行委員会	選考委員会 第4回実行委員会	選考委員会 第4回実行委員会
12月	選考委員会	選考委員会	選考委員会	選考委員会	選考委員会	選考委員会	選考委員会
1月							
2月	第5回実行委員会	第5回実行委員会	第5回実行委員会	第5回実行委員会	第5回実行委員会	第5回実行委員会	第5回実行委員会
3月	令和6年度地区役員選出 ・引継ぎ	令和6年度地区役員選出 ・引継ぎ	令和6年度地区役員選出 ・引継ぎ	令和6年度地区役員選出 ・引継ぎ		令和6年度地区役員選出 ・引継ぎ	令和6年度地区役員選出 ・引継ぎ

佐世保市立崎辺中学校PTA会則

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、佐世保市立崎辺中学校PTAと称し、事務局を崎辺中学校に置く。

第2章 目的及び活用

第2条（目的及び活動）

本会は、学校と家庭との緊密な連携・協力のもとに、本校生徒の福祉を増進するとともに、会員相互の研修を図り、民主教育を推進することを目的とする。

- 1 生徒並びに会員の福祉厚生に努める。
- 2 生徒の校外生活の善導に努める。
- 3 教育的環境の浄化を図る。
- 4 会員相互の教養の向上並びに親睦を図る。

第3章 会員

第3条（会員）

本会の会員は、次に定めるものとする。

- 1 正会員 本校に在籍する生徒の両親または保護者と本校職員
- 2 特別会員 本会の主旨に賛同する者を実行委員会の同意を得て、会長が決定した者。

第4章 会費

第4条（会費）

- 1 本会の経費は、会費・その他の収入をもってあてる。
- 2 本会の会費は細則をもって定める。

第5章 役員

第5条（役員）

本会に次の役員を置く。任期は1年とし、欠員に伴う補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 4名
- 3 幹事 若干名
- 4 会計 1名
- 5 監査 3名
- 6 顧問 学校長

第6条（役員の資格及び任務）

- 1 役員は、本会の正会員であること。
- 2 役員の任務は次のとおりとする。
 - ・会長 本会の会員を代表し、本会を統轄し、総会および実行委員会その他必要な会を招集する。

- ・副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- ・幹事 本会の庶務をつかさどる。
- ・会計 本会の経理をつかさどり、財産を管理する。
- ・監査 本会の会務並びに会計を監査する。

第7条（役員を選出）

- 1 役員は、第15条によって選考された候補者により総会において選出する。
- 2 前項役員に立候補する者又は推薦しようとする者は、第15条に定める役員選考委員会に届けなければならない。

第6章 会議

第8条（会議）

本会に、次の会議を設ける。

- 1 総会
- 2 実行委員会
- 3 専門委員会
- 4 地区別PTA
- 5 学年PTA
- 6 役員候補者選考委員会

第9条（総会）

- 1 総会は、会の最高議決機関であって、年一回会長が招集する。ただし、実行委員会が必要と認めた場合または過半数の地区別PTAの要求があった場合、会長が臨時に招集する。
- 2 総会は次のことを行う。
 - ①規約の決定並びに変更
 - ②役員を選出
 - ③予算及び決算の承認
 - ④年行事の審議決定
 - ⑤その他目的達成に必要な事項の決定

第10条（実行委員会）

- 1 実行委員会は、役員、地区委員長、各学年正副委員長、専門部正副委員長及び教職員若干名をもって構成する。
- 2 実行委員会の任務は次のとおりとする。
 - ①各事業の計画
 - ②地区別PTA、学年PTA、専門委員会によって立案された事業計画を審議する。
 - ③予算案の作成、その他総会に承認を求める重要事項の審議
 - ④その他緊急事項の処理をする。

第11条（専門委員会）

- 1 PTA活動を専門分化するために、文化教養部、生活指導部、保険体育部、環境整備部の4部の専門部を設ける。
- 2 役員、地区委員長、学級委員長は、前項何れかの専門委員となる。
- 3 各専門委員会は、委員の互選により正副委員長を定める。それぞれの専門委員会は、事業を計画し、実行委員会の承認を得て実施する。
- 4 その他委任された事項の処理をする。

第12条 (地区別PTA)

- 1 地区別会員で構成し、地区委員長が統轄する。
- 2 会は各地区の教育的環境を整備し、生徒の福祉増進に寄与するとともに、相互の文化的向上を図り、生徒の善導に資する。
- 3 各地区別に、正会員中より正副委員長及び委員若干名を選出し、会の連絡にあたり、運営を円滑にする。

第13条 (学年PTA)

- 1 学年PTAは各学年別とし、当該学年会員及び担当教職員をもって構成する。
- 2 学年PTAは学年総会、学年委員会とし、学年委員長が統轄する。
- 3 学年総会は、毎学期1回以上開くことを原則とし、当該学年の教育的環境を整備し、生徒の福祉増進に寄与する。
- 4 学年委員会は、第14条により選出された学級委員と当該学年担当教職員において構成し、委員長1名、副委員長2名を互選する。
- 5 学年委員会は必要に応じ開催し、次のことを処理する。
 - ①学年PTAによって立案された事業計画を審議する。
 - ②学年総会に提案する報告事項の審議
 - ③その他委任された事項の処理

第14条 (学級PTA)

- 1 学級PTAは、当該学級会員と担当教職員で構成し、学級の教育環境を整備し、生徒の福祉増進を図る。
- 2 会は学級委員が司会し、必要に応じ開催する。
- 3 学級PTAは、学級4名ずつの学年委員を互選する。学級委員は第13条の委員となる。

第15条 (役員候補者選考委員会)

- 1 選考委員会委員長は会長と校長が協議の上、会長が委嘱する。
- 2 役員候補選考委員会は、役員候補者を選考し、総会に諮り決定する。
- 3 役員候補選考委員会の構成は、次のとおりとする。
 - ①各地区代表者 7名 (西天神1、2、3、4、東浜1、2、十郎新町 から各1名)
 - ②各専門部長 4名 (文化教養、生活指導、保健体育、環境整備 から各1名)
 - ③各学年委員 3名 (1学年、2学年、3学年 から各1名)
 - ④教職員 1名

第7章 (会計)

第16条 (会計)

- 1 本会の経費は、会員の会費及び補助金その他をもってあてる。ただし、事情によって経費を減免することができる。
- 2 本会の会計年度は4月1日から翌3月31日までとする。
- 3 本会の予算・決算は総会の承認を経なければならない。

第7章 (会則)

第16条 (会則の改正)

本会の会則は、総会の決議を経なければ変更することはできない。

第8章 (個人情報)

第17条 (個人情報の取扱い)

- 1 個人情報の取り扱いについては別に定める「佐世保市立崎辺中学校PTA個人情報取扱規則」による。
- 2 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については規則の定めにより適正に運用するものとする。

附 則

- 1 本則は昭和59年5月12日より実施する。
- 2 本会に必要な細則は別に定める。
- 3 一部改正 (昭和61年4月26日)
 - ・第13条3項 2名→4名
- 4 一部改正 (平成5年4月24日)
 - ・第1条 育友会→PTA
 - ・第4条 幹事2名→若干名
 - ・第14条2項 各小学校区代表3名、教職員代表1名計7名により構成し・・・、
→各地区代表者各1名教職員代表1名により構成し、…
- 5 一部追加 (平成8年4月19日)
 - ・実行委員会には地区より2名出席を可とする。
- 6 一部改正 (平成9年4月18日)
 - ・各地区委員長、各専門部長、各学年委員長を同時に兼任できないこととする
- 7 一部改正 (平成10年4月20日)
 - ・第14条2項 各地区代表者1名→各地区代表者2名
- 8 一部改正 (平成26年4月18日)
 - ・第6条1項 会長・副会長・監査→役員
 - ・第6条3項 削除
- 9 一部改正 (平成29年4月20日)
 - ・第14条2項 役員候補者選考委員会は、各地区代表者各2名、教職員代表1名により構成し、役員候補者を選考し総会に諮り決定する。
→役員候補選考委員会は、役員候補者を選考し、総会に諮り決定する。
 - ・第14条3項 追加
役員候補選考委員会の構成は次のとおりとする。
 - ①各地区代表者 7名 (西天神1, 2, 3, 4、東浜1, 2、十郎新町から各1名)
 - ②各専門部長 4名 (文化教養、生活指導、保健体育、環境整備から各1名)
 - ③各学年委員 3名 (1学年、2学年、3学年から各代表1名)
 - ④教職員 1名
- 10 一部改正 (令和6年4月26日)
 - ・PTA会費に関する事項を追加 (第4条)
 - ・副会長4名の性別等の内訳に関する規定を廃止 (第5条)
 - ・個人情報の取扱いに関する事項を追加 (第17条)

佐世保市立崎辺中学校PTA細則

第1条 総会は構成人員の3分の1以上をもって成立する。ただし、委任状を認める。実行委員会は構成人員の3分の1以上をもって成立する。

第2条 総会・実行委員会の議決は、出席者の過半数の同意により決定する。

第3条 実行委員会が必要と認めた場合は、学校長以外に顧問をおくことができる。

第4条 慶弔に関する事項は別に定める。

第5条 PTA会費は、児童1名につき月額400円(年額4,800円)とする。

2 同一生計に属する児童・生徒が2人以上ある場合、第2子以降は月額200円(年額2,400円)とする。

第6条 旅費に関する事項は別に定める。

附 則

- 1 本細則は昭和59年5月12日から実施する。
- 2 一部改正(令和6年4月26日)
 - ・PTA会費に関する規定を追加
 - ・旅費に関する規定を追加

佐世保市立崎辺中学校PTA慶弔規程

第1条 転退職教職員に対しては、記念品料を贈呈する。記念品料は3,000円とする。

第2条 実行委員会の委員を3年勤続した会員、もしくは断続5年した会員で、本会を退会する会員には感謝状と記念品を贈呈する。

第3条 死亡の際の香典は、下の基準によるものとする。

- 1 会員死亡の場合(配偶者も含む) ……5,000円
- 2 在生徒の場合 ……5,000円

第4条 その他特別の事情によるものについては、必要に応じ実行委員会に諮って定める。ただし、緊急の場合は事後実行委員会承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は昭和59年5月12日から実施する。
- 2 一部改正(令和6年4月26日)
 - ・佐世保市立崎辺中学校PTA慶弔規定を佐世保市立崎辺中学校PTA慶弔規程に名称変更

【新規】

佐世保市立崎辺中学校PTA個人情報取扱規則

第1条（目的）

この個人情報取扱規則（以下「本規則」という。）は、佐世保市立崎辺中学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いに関する基本的事項を定める。本規則により事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報の適正な収集・利用・管理を図り、もってプライバシーの保護を実現する事を目的とする。

第2条（指針）

本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第3条（周知）

本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または広報資料など適切な方法により会員に周知する。

第4条（定義）

本規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)個人情報：生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2)保有個人情報：本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (3)本人：前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう。
- (4)役員：本会の役員会を構成する者をいう。
- (5)委員：本会の委員会を構成する者（役員を含む）をいう。
- (6)教職員代表：本会の役員会及び委員会に出席する教職員の代表者をいう。
- (7)従業者：本会の指揮命令を受け、本会の業務に従事する者をいう。

第5条（管理者）

本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。

2. 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。

第6条（取扱者）

本会における個人情報データベース取扱者は、本会役員・委員長とする。

第7条（利用）

本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1)PTA会費請求、管理業務等に関する連絡
- (2)本会の事業に関する文書等の送付
- (3)本会役員・委員・会員名簿等の作成

- (4) 本会役員・委員選出等の推薦活動
- (5) 各種当番表、班表等の作成
- (6) 各種イベントの名簿等の作成
- (7) ホームページや広報紙への掲載
- (8) 問い合わせまたは依頼等への対応
- (9) その他、事前にお知らせし、同意を頂いた目的の場合

第8条（個人情報の利用の制限）

本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第9条（個人情報の取得）

本会が取り扱う個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め本人に明示の上、同意を得ることとする。

- (1) 氏名
- (2) 電話番号
- (3) メールアドレス
- (4) 銀行口座情報
- (5) PTA役員・委員の履歴
- (6) 会員の子である児童の氏名、学年、クラス、兄弟姉妹
- (7) その他必要とするもので同意を得た事項

2. 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

第10条（管理と保管）

個人情報保護管理者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、破損その他の事故防止
- (2) 改ざんおよび漏洩の防止
- (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去

2. 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第11条（保管及び持ち出し等）

個人情報データベース・個人データを取り扱う電子機器等については、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1) 電子機器等のOSを最新状態に保つ。
- (2) 電子機器等にセキュリティソフトを導入し最新状態に保つ。
- (3) 個人情報データベース・個人データにはパスワードを設定し管理をする。

- (4)個人情報データベース・個人データへのアクセス権は、個人情報の取り扱い権限に応じた管理をする。
- (5)個人情報データベース・個人データの持ち出し、電子メール添付時などには、パスワードを設定するなど適切な管理をする。

第12条（第三者提供の制限）

本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1)法令に基づく場合
 - (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
2. 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1)本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (2)個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
3. 本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第13条（第三者へ提供に係る記録の作成等）

個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合及び都道府県、区市町村などの行政機関を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1)第三者の氏名
- (2)提供日付
- (3)提供対象者の氏名
- (4)提供情報の項目
- (5)提供対象者の同意を得ている旨

第14条（第三者提供を受ける際の確認等）

個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合及び都道府県、区市町村などの行政機関を除く）から提供を受けたときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1)第三者の氏名/住所
- (2)第三者が個人情報を取得した経緯
- (3)提供対象者の氏名
- (4)提供情報の項目
- (5)提供対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする。）

第15条（秘密保持義務）

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第16条（情報開示等）

本会は、本人から当該本人に係る保有個人情報について、書面または口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- （1）本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- （2）本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- （3）他の法令に違反することとなる場合

第17条（個人情報の訂正または削除請求）

本会は、保有個人情報の開示を受けた者から、書面または口頭により、個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出者に対し、書面により通知するものとする。

2. 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。
3. 名簿等として既に配布しているものについての個人情報の訂正、追加、削除または利用停止を行う場合は、訂正、追加、削除の連絡をすることでこれにかえる。

第18条（漏えい時等の対応）

本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

2. 個人情報保護管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく本会会長に報告するとともに関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第19条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第20条（研修）

個人情報保護管理者は、本会役員、委員、その他個人情報を取り扱う従業者に対して、定期的に、個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

第21条（改定）

本規則は、法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会実行委員会で協議・検討し、改定することができる。本規則を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

附 則

本規則は、令和6年4月26日より施行する。

【新規】

佐世保市立崎辺中学校PTA旅費規程

第1条（目的）

この規程は、佐世保市立崎辺中学校PTA（以下「PTA」という。）の発展や関係団体との交流等を目的として、PTAを代表して研修会等に参加する場合の旅費の支給方法について定める。

第2条（旅費の支給）

PTA会員が活動をした場合に旅費を支給する。

第3条（旅費の種類）

旅費の種類は交通費および宿泊費とする。

第4条（交通費）

交通費の計算は、用務地に到着するための距離、所要時間、利用の便などを考慮した上で、経済的及び合理的な経路および方法によるものとし、次の各号に定める金額を支給する。

- (1) 崎辺中学校校区内 = 支給しない
- (2) 佐世保市内 = 1人1回あたり500円
- (3) 佐世保市外 = 実費（実行委員会の事前決定を要する。ただし緊急の場合は会長の事前承認と実行委員会への事後報告と承認を要する。）
- (4) その他 = 有料駐車場等への駐車を要した場合などはその実費を支給する。（領収書等の提出により、実行委員会への事後報告と承認を要する。）

第5条（宿泊費）

用務の遂行のために宿泊を要した場合は、佐世保市旅費条例の規定による宿泊料（2等級）の金額を上限とし、その全部または一部を宿泊料として支給する。（実行委員会の事前決定を要する。ただし緊急の場合は会長の事前承認と実行委員会への事後報告と承認を要する。）

第6条（その他）

この規程に定めるもののほか、用務の遂行に特に必要と認められるものについてはその実費を支給する。（実行委員会の事前決定を要する。ただし緊急の場合は会長の事前承認と実行委員会への事後報告と承認を要する。）

附 則

この規程は、令和6年4月26日から施行する。

【参考】佐世保市旅費条例

（宿泊料）

第14条 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、別表第1の定額により支給する。

別表第1

●旅費額表

等級	職員の区分	宿泊料（1夜につき）
2等	1等に該当する職員以外の職員	10,900円

佐世保市立崎辺中学校PTA会則 新旧対象表

旧	新 (改正案)	改正の主旨
規定されていない。	<p>第4章 会費 第4条 (会費)</p> <p>1 本会の1 本会の経費は、会費・その他の収入をもってあてる。 2 本会の会費は細則をもって定める。</p>	<p>現行の会則にはPTA会費について明確な規定がされていないため、これを新たに追加するものです。会費については「佐世保市立崎辺中学校PTA細則」に新たに規定します。</p>
<p>第4章 役員 第4条 (役員) 本会に次の… 2 副会長 4名 P3 (男1、女2) T1 〈以下省略〉 第7章 (会則) 第16条 (会則の改正) 本会の会則は、総会…</p>	<p>第5章 役員 第5条 (役員) 本会に次の… 2 副会長 4名 P3 (男1、女2) T1 〈以下省略〉 第8章 (会則) 第17条 (会則の改正) 本会の会則は、総会…</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・副会長4名の性別等の内訳に関する規定を廃止するものです。 ・4条 (会費) の条文追加に伴い、以降の条文を1条ずつ繰り下げます。(条文の内容も同様です。)
規定されていない。	<p>第8章 個人情報 第17条 (個人情報の取扱い)</p> <p>1 個人情報の取り扱いについては別に定める「佐世保市立崎辺中学校PTA個人情報取扱規則」による。 2 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については規則の定めにより適正に運用するものとする。</p>	<p>「個人情報保護法」の改正により、PTAも個人情報保護法の適用対象となっていることから、新たに個人情報の取扱いに関する規定を追加するものです。 これに伴い、「佐世保市立崎辺中学校PTA個人情報取扱規則」新たに定めます。</p>
<p>第8章 (附則) 第17条 (附則)</p> <p>1 本則は昭和59年5月12日より実施する。 2 本会に必要な細則は別に定める。 3 一部改正 (昭和61年4月26日) ・第13条3項 2名→4名 (平成5年4月24日) 第1条 育友会→PTA 第4条 幹事2名→若干名 〈以下省略〉 (平成9年4月18日) 各地区委員長、各専門部… 〈以下省略〉</p>	<p>第8章 (附則) 第17条 (附則) 附則</p> <p>1 本則は昭和59年5月12日より実施する。 2 本会に必要な細則は別に定める。 3 一部改正 (昭和61年4月26日) ・第13条3項 2名→4名 4 一部改正 (平成5年4月24日) 〈以下省略〉 6 一部改正 (平成9年4月18日) 10 一部改正 (令和6年4月26日) ・PTA会費に関する規定を追加 ・副会長4名の性別等による内訳に関する規定を廃止 ・個人情報の取扱いに関する規定を追加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・みだし (第8章 (附則) 第17条 (附則)) を削除し、「附則」に改めます。 ・平成5年4月24日の一部改正、平成9年4月18日の一部改正をそれぞれ第4項と第6項として整理し、各項を繰り下げるなどの整理を行います。 ・今回の改正に関する附則を第10項に追加します。

佐世保市立崎辺中学校 P T A 細則 新旧対象表

旧	新 (改正案)	改正の主旨
<p>第4条 慶弔に関する規定は別に定める。 第5条 本細則は昭和59年5月12日から実施する。</p>	<p>第4条 慶弔に関する事項は別に定める。 第5条 P T A 会費は、児童1名につき月額400円(年額4,800円)とする。 2 同一生計に属する児童・生徒が2人以上ある場合、第2子以降は月額200円(年額2,400円)とする。 第6条 旅費に関する事項は別に定める。</p> <p>附 則 1 本細則は昭和59年5月12日から実施する。 2 一部改正(令和6年4月26日) ・ P T A 会費に関する規定を追加 ・ 旅費に関する規定を追加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4条の文言修正(規定→事項) ・ 第5条に P T A 会費に関する規定を追加するものです。 ・ 第6条に P T A 活動に伴う会員の交通費等の支給について新たに規定するものです。 これに伴い「佐世保市立崎辺中学校 P T A 旅費規程」を新たに定めます。 ・ この改正に伴う附則を定めるものです。

佐世保市立崎辺中学校 P T A 慶弔規定 新旧対象表

旧	新 (改正案)	改正の主旨
<p>佐世保市立崎辺中学校 P T A 慶弔規定</p> <p>第1条 転退職教職員に・・・</p> <p>〈以下省略〉</p>	<p>佐世保市立崎辺中学校 P T A 慶弔規程</p> <p>第1条 転退職教職員に・・・</p> <p>〈以下省略〉</p> <p>附 則 1 本規程は昭和59年5月12日から実施する。 2 本規程は令和6年4月26日から実施する。 (佐世保市立崎辺中学校 P T A 慶弔規定を佐世保市立崎辺中学校 P T A 慶弔規程に名称変更したもの。)</p>	<p>名称を「規定」から「規程」に改めるとともに、この改正に伴う附則を定めるものです。</p>

令和6年度予算(A案)

佐世保市立 崎辺中学校PTA

(収入の部)

単位:円

費目	5年度予算	5年度決算	比較増減	6年度予算	摘要
会費	1,060,800	977,400		1,176,000	
安全互助会費		55,900		61,360	
繰越金		1,401,395		1,391,115	5年度繰越金
雑収入		15		-	預金利息
合計	1,060,800	2,434,710	-	2,628,475	

(支出の部)

単位:円

項目	5年度予算	5年度決算	比較増減	6年度予算	摘要	
事務費	会議費	10,000	-	10,000	5,000	会議・監査
	事務用品費	20,000	13,270	6,730	10,000	諸会費袋・用紙・インク他
	通信連絡費	15,000	-	15,000	5,000	切手
	手数料			-	2,000	振込手数料等
	計	45,000	13,270	31,730	22,000	
会員費	講習等参加活動費	100,000	31,950	68,050	100,000	九・県・市P連大会
	慶弔費	30,000	30,000	-	30,000	会員慶弔・餞別(転出・退職職員)
	表彰費	10,000	6,000	4,000	10,000	記念品代
	広報費	100,000	100,000	-	110,000	PTA新聞
	体育文化活動費	50,000	-	50,000	15,000	PTA主催体育文化活動
	専門部活動費	15,000	6,845	8,155	15,000	各部活動費
	学年部会費	20,000	12,000	8,000	20,000	各学年活動費・通信費
	選考委員会費	14,000	13,000	1,000	14,000	通信費等
	計	339,000	199,795	139,205	314,000	
生徒福祉費	学芸奨励費	70,000	59,950	10,050	70,000	卒業生への記念品代
	体育文化振興費	300,000	57,234	242,766	100,000	県・九州中総体バス代補助等
負担金	市P・県P連負担金	250,000	240,250	9,750	175,000	市P連負担金・県P連負担金
	安全互助会費				61,000	
歓送迎会補助	20,000	7,000	13,000	20,000		
予備費	1,541,088	466,096	1,074,992	50,000	修理費・横断幕代等	
合計	2,545,088	1,043,595	1,501,493	1,148,000		
特別会計				1,480,475	繰越金	

令和6年度予算(B案)

佐世保市立 崎辺中学校PTA

(収入の部)

単位:円

費目	5年度予算	5年度決算	比較増減	6年度予算	摘要
会費	1,060,800	977,400		1,176,000	
安全互助会費		55,900		61,360	
繰越金		1,401,395		1,391,115	5年度繰越金
雑収入		15		-	預金利息
合計	1,060,800	2,434,710	-	2,628,475	

(支出の部)

単位:円

項目	5年度予算	5年度決算	比較増減	6年度予算	摘要	
事務費	会議費	10,000	-	10,000	5,000	会議・監査
	事務用品費	20,000	13,270	6,730	10,000	諸会費袋・用紙・インク他
	通信連絡費	15,000	-	15,000	5,000	切手
	手数料			-	2,000	振込手数料等
	計	45,000	13,270	31,730	22,000	
会員費	講習等参加活動費	100,000	31,950	68,050	115,000	九・県・市P連大会・講演会等
	慶弔費	30,000	30,000	-	30,000	会員慶弔・餞別(転出・退職職員)
	表彰費	10,000	6,000	4,000	10,000	記念品代
	広報費	100,000	100,000	-	110,000	PTA新聞
	体育文化活動費	50,000	-	50,000	15,000	PTA主催体育文化活動
	専門部活動費	15,000	6,845	8,155	15,000	各部活動費
	学年部会費	20,000	12,000	8,000	20,000	各学年活動費・通信費
	選考委員会費	14,000	13,000	1,000	14,000	通信費等
	計	339,000	199,795	139,205	329,000	
生徒福祉費	学芸奨励費	70,000	59,950	10,050	70,000	卒業生への記念品代
	体育文化振興費	300,000	57,234	242,766	100,000	県・九州中総体バス代補助等
負担金	市P・県P連負担金	250,000	240,250	9,750	175,000	市P連負担金・県P連負担金
	安全互助会費				61,000	
歓送迎会補助	20,000	7,000	13,000	20,000		
予備費	1,541,088	466,096	1,074,992	50,000	修理費・横断幕代等	
合計	2,545,088	1,043,595	1,501,493	1,178,000		
特別会計				1,450,475	繰越金	

令和6年度 体育文化後援会会計予算（案）

（単位：円）

〈収入の部〉

項目	令和5年度決算	令和6年度予算	備考
会費	631,000	708,000	236人×250円×12ヶ月
繰越金	3,752	-	
雑収入	4,034	-	
合計	638,786	708,000	

〈支出の部〉

項目		令和5年度決算	令和6年度予算	備考
体育 振 興 費	野球部	10,000	10,000	※印の部は学校での活動ではない が中体連奨励種目ということで、 中体連に参加するため、活動の一 部を補助する目的で少額だが予算 を計上する
	サッカー部	10,000	10,000	
	陸上部	10,000	10,000	
	ソフトテニス部	10,000	10,000	
	卓球部	10,000	10,000	
	バスケット部	10,000	10,000	
	男子バレー部	10,000	10,000	
	女子バレー部	10,000	10,000	
	駅伝部	2,530	3,000	
	※剣道部	4,864	5,000	
	※柔道部	-	1,000	
	※水泳部	980	1,000	
	※空手道部	981	1,000	
	小計	89,355	91,000	
応援バス代	100,000	100,000	市中大会応援生徒バス代	
選手派遣費	-	50,000	（市中体駅伝輸送費を含む）	
雑費	-	-		
合計	189,355	241,000		
文 化 振 興 費	文化活動費	48,000	48,000	美術部10,000 吹奏楽部38,000
	大会交通費	40,000	40,000	吹奏楽コンクール楽器輸送費・バス代
	文化充実費	41,000	41,000	楽器修理代
	雑費	-	-	
合計	129,000	129,000		
予備費	126,363	138,000	団体登録費、コーチ保険費	
ユニフォーム	195,080	200,000		
繰越金	3,752	-		
合計	643,550	708,000		

ユニフォーム・楽器購入（数字は登録人数）		団体登録料(令和5年度)	
令和6年度	野球部 2 2	バスケットボール	7,800 円
令和7年度	女子バスケット部 1 5	バレーボール男女	20,000 円
令和8年度	陸上部 1 7・ソフトテニス部 8	佐世保市サッカー協会	36,000 円
令和9年度	男子バレー部 1 2・女子バレー部 1 2	サッカー協会	19,000 円
令和10年度	サッカー部 1 8・男子卓球部 8	野球	18,000 円
令和11年度	吹奏楽（楽器）	水泳	15,000 円
令和12年度	野球部 2 2	合計	1

※令和6年度よりローテーション

令和6年度 生徒会予算(案)

<収入の部>

項目	R5年度決算	R6年度予算	備考
会費	252,400	283,200	236人(1人1,200円)
繰越金	48,103	20,798	前年度より
雑収入	1	-	利息
計	300,504	303,998	

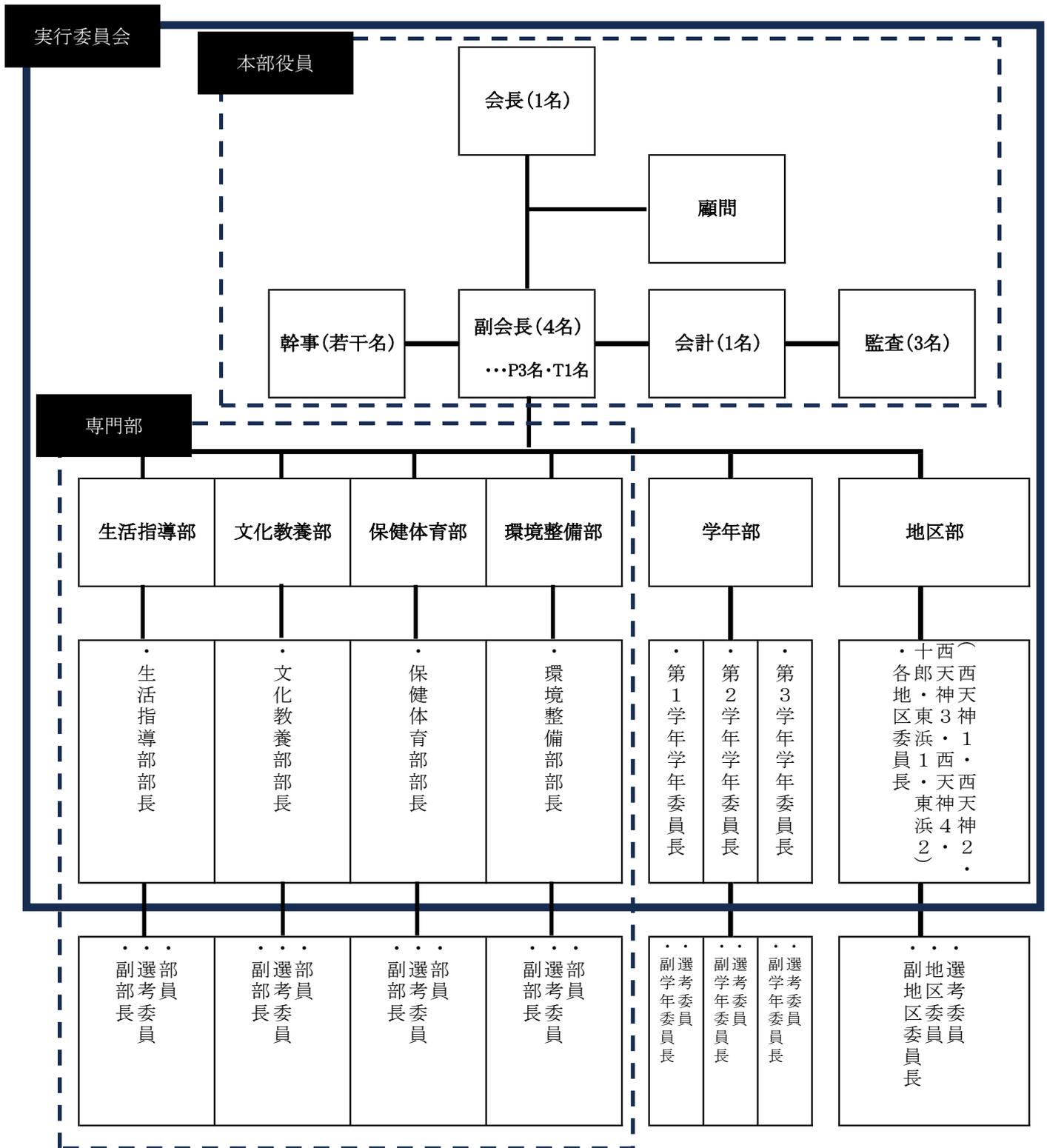
<支出の部>

項目	R5年度決算	R6年度予算	備考	
体育部費	バレーボール男子	13,000	13,000	部活動の用具・大会参加費など
	バレーボール女子	13,000	13,000	
	バスケットボール	13,000	13,000	
	卓球	13,000	13,000	
	ソフトテニス	13,000	13,000	
	陸上	13,000	13,000	
	柔道	-	1,000	
	水泳	987	1,000	
	空手道	999	1,000	
	剣道	980	1,000	
	軟式野球	13,000	13,000	
	サッカー	13,000	13,000	
文化部費	吹奏楽	25,000	25,000	楽器の修理費など
	美術	13,000	13,000	部活動の用具費など
本部費	専門部活動費	7,863	8,000	1000×8専門部
	学級費	38,760	40,000	4,000×10クラス
	行事費	31,719	35,000	行事で使う用具など
	本部活動費	14,000	14,000	執行部としての活動に使用
	消耗品費	20,000	20,000	文房具・画用紙・インク代など
中体連応援生徒バス代補助	20,000	20,000	例年バス代が足りていないため	
予備費	2,398	20,998		
繰越金	48,103	-		
総計	327,809	303,998		

R6年度 本部役員(案)

	氏 名
会 長	蛭子谷 弘継
副会長	山本 亜希子
副会長	槇尾 未奈子
副会長	吉田 幸成
幹事	富岡 鈴子
幹事	池村 みゆき(兼)
会計	吉田 裕江
監査	込山 由佳
監査	池村 みゆき
監査	大島 歌子

崎辺中学校 PTA 運営組織図



【各委員会の活動内容】

- (1) 生活指導部: 挨拶運動等
 - (2) 文化教養部: 広報誌発行等
 - (3) 保健体育部: 体育大会の運営サポート等
 - (4) 環境整備部: 校内備品管理等
 - (5) 学年委員長・副学年委員長: 次年度学年委員長の選出等
 - (6) 選考委員: 次年度本部役員の選出
- 学年部、地区部は各委員長が召集し、必要事項を協議運営にあたる。

【次年度役員選考時の注意点】

- (1) 同じ生徒で本部役員及び専門部部長を再選しなくてもよい。
 - (2) 地区委員長、専門部部長及び学年委員長は実行委員会に出席する為兼務はできない。
 - (3) 各学年専門部員は、地区の役員との兼務可能。
 - (4) 各クラス毎の選出役員は専門部員計4名選出する。(生活指導・保健体育・文化教養・環境整備…各1名)
- ※注1) 専門部員4名よりクラス委員・選考委員を選出、クラス委員より学年委員長・学年副委員長を選出する。
 ※注2) 学年委員長は専門部長免除とする。
 ※注3) 学年委員長が選考委員を兼務する場合は専門部選考委員免除とする